

香港における意匠出願制度概要



北京銀龍知識産権代理有限公司

杜 嘉璐
弁理士
法律部 副部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しをうけて設立された代理機構である。筆者の杜副部長は、中国で大学卒業後、2007年に来日し、2009年に日本の特許事務所に入社し、日本国内出願、中間処理等の作業を経験した。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社し、現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟を担当している。

香港意匠の登録有効期間は提出日から5年であり、登録有効期間は毎回5年間を延長することができ、最長25年まで延長できる。香港意匠を登録するために、意匠願書、意匠図面または写真、意匠説明および新規性陳述を提出する必要がある。香港意匠に対して、方式審査のみが行われ、方式不備がない場合、通常3か月程度で登録できる。意匠が登録になった後、登録意匠の所有者は、他人がその登録意匠製品を製造、輸入、販売または貸出しすることを止める権利を有する。本稿では、香港意匠制度の概要を説明する。

1. 出願から登録までの流れ

意匠の出願から登録までの流れは次ページのフローチャートのとおりである。

1.1 出願

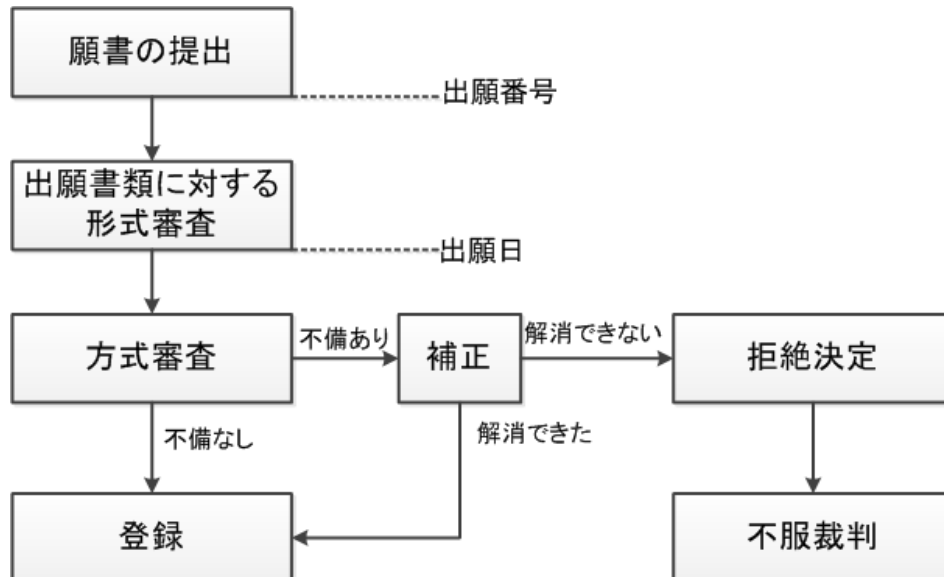
意匠は出願日が登録日であり、登録有効期間の起算日であり、優先権がない場合、新規性も出願日で判断する。

出願に必要な書類（電子提出）は、以下のとおりである。

- (1) 意匠願書（出願人名称および住所）
- (2) 意匠図面または写真

図面要求：意匠図面のサイズは210mm×297mm（A4サイズ）より大きくしてはならない。線は太くて、太さも均一でなければならない。

香港での意匠出願の流れ



写真要求：写真のサイズは210mm×297mm（A4サイズ）より大きくしてはならない。写真はクリアで、背景が空白で、いかなる影や屈折光線を持ってはならない。

(3) 意匠説明および新規性陳述

この部分では、当該意匠が新規性を有する特徴を説明し、これにより、公衆は当該意匠が保護を要求する内容を知る。出願人は申請表に中国語および英語で当該意匠が新規性を有する特徴、例えば、様式、装飾、形状または構造などを記入しなければならない。例外として、テキスタイルや壁紙などのグラフィックデザインに対して、新規性に関する説明を提出する必要がない。

(4) 出願費用および授權公告費用の納付

なお、出願をする際、中国語のものまたは英語のものを提出できるが、意匠の名称および新規性に関する説明について、中国語および英語の両方を提出しなければならない。

1.2 方式審査

出願書類を審査する。香港知識産権署は意匠出願に対して実質的な審査をしない。すなわち、当該意匠に対して関連の新規性調査をしない。方式審査が合格になっていない場合、出願人が通知書を受け取ってから3か月以内に出願書類を補正しなければならないが、規定の期限で修正をしていない場合、当該出願が取り下げたとみなされる。

1.3 登録および公告

関連出願が方式規定を満足すれば、意匠登録を獲得し、香港で知識産権公報に公告され、同時に1部の登録証書が発行される。

関連サイト：http://www.ipd.gov.hk/chi/ip_journal.htm

1.4 拒絶決定

補正により不備が解消できない場合、拒絶理由が記載されている拒絶決定が発送される。

1.5 不服裁判

拒絶決定を不服とする場合、裁判所へ訴訟を提起できる。通常、裁判では、特許庁側は、特許庁長官名義の書面陳述書が提出される。当該書面陳述書には、当該拒絶決定の根拠、類似案件でのやり方、あるいは当該拒絶決定の合理性を支える理由等が記載される。

1.6 審査期間

一般的には、方式に問題がなければ、出願後の3か月以内に登録される。

2. 優先権

意匠所有者がパリ条約締約国やWTO加盟国に最初の意匠出願を提出した後、6か月以内に香港で登録申請を提出する場合、優先権を享有する。

3. 新規性

意匠は出願日または優先日から新しい意匠に属さなければならず、新規性の要求を満足しなければ、登録にならない。

新規性喪失の例外について、意匠権利者が秘密を保持している状況で、他人に開示する、またはその他の人が信用に違反して他人に開示する、またはある政府部門に伝達する、または正式な国際展示会で展示される場合、いずれも当該意匠の新規性を喪失しないが、当該意匠が展示されてから6か月以内に、展示者は意匠出願を提出する必要がある。

《意匠登録条例》第522章第9(3)条に基づいて、「正式な国際展示会」とは1928年に締結された《国際展覽公約》の条文を満たす展示を指し、このような展覧会で意匠を展示する場合、出願人は展覧会開幕後の6か月以内に意匠出願を提出する必要がある。そうすると、当該展覧会は当該意匠に新規性を喪失させることがない。ただし、香港で行われた全ての展覧会が《意匠登録条例》に規定する「正式な国際展示会」とはいえない。正式な国際展覧会の最新資料については、国際展覧会局に問い合わせることができる。そのアドレスは、34, Avenue d'Iéna, 75116, Franceである。または、<http://www.bie-paris.org> にアクセスして情報確認をすることもできる。

4. 複数意匠

一つの出願には1以上の意匠を含むことができ、当該複数意匠は《ロカルノ分類》に規定されている同一の分類の物品または同一の組の物品セットに属さなければならない。物品セットとは2件または2件以上の同一または類似の意匠を持っている物件で、同様な一般的な性質を有し、かつ一緒に販売または使用される物品を指している。

5. 登録の有効期間

意匠の登録有効期間は提出日から5年であり、登録有効期間は毎回5年間を延長することができ、提出日から計25年を超えてはならない。

6. 登録後の保護

意匠が登録になった後、登録意匠の権利者は、他人がその登録意匠製品を製造、輸入、販売または貸出しすることを止める権利を有する。登録証書を獲得した後、権利者は、第三者が許可を得ずにその意匠を侵害することを発見した場合、香港裁判所に民事訴訟を提起することができる。

知識産権の保護は地域的なものである。すなわち、中国大陸または世界のその他の地区で意匠が登録になったとしても、自動的に香港で登録意匠として保護されない。ただし、意匠が香港で登録されていない場合でも、原意匠図面によって生産された物品は香港著作権法例によって保護され、保護期間は当該物品が初めて市場で販売された日から15年である。しかし、著作権法例により提供される保護には制限がある。すなわち、第三者が盗作をしない状況で独立に同一または類似の意匠を創作した場合、著作権を侵害する行為を構成しない。逆に、意匠が登録になった場合、たとえその第三者が独立に同一または類似の意匠を創作したとしても、登録意匠の権利者は当該登録意匠によって権利侵害訴訟を提起することができる。

ソース：

- ・ 香港意匠条例
- ・ 香港意匠規則
- ・ 香港政府の知的財産局の公式ウェブサイト：

<https://www.ipd.gov.hk/chi/designs.htm>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)